

## 第 1 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 25 年 1 月 21 日 (月) 午後 2 時 00 分

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 2 会議室

出席部会委員 25伊藤 武則・26稲葉 和久・27大井 一司・28鈴木 照正  
29田口 慶則・30諸戸 善昭・31上川 洋文・32田中 竹次  
33守山 孝之・35池田 昌司・37岸野 隆夫・38中川 和雄  
39藤田 武・40結城 晉三・42片岡 眞郁・47中谷 秀也

以上 16 名

欠席部会委員 36 井谷 功

出席部会員外委員 34 浅井 競

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 飯田事務局長・市川調整担当参事・中西担当副主幹

総合支所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：木下担当副主幹  
美杉：松永主査

議事録署名者 25伊藤 武則・35 池田 昌司

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について  
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について  
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)  
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)  
報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の変更届出について (農業委員会・賃貸借権)  
報告第 7 号 時効取得による所有権の移転について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)  
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)  
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)  
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・賃貸借権)  
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・使用貸借)  
議案第 6 号 非農地証明願について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定  
について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第1回第2農地部会を開会させていただきます。 本日の欠席委員は井谷委員お一人でございますので、よろしくお願いいたします。 私のほうから議事録署名委員を指名させていただきます。 25番 伊藤 武則委員・35番 池田 昌司委員、ご両人よろしくお願いいたします。 それでは、本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。 まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第7号につきまして、事務局から一括して報告願います。よろしくお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>恐れ入ります、議案書の1ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。番号1、地区栗葉、借り人____、貸し人____、申請地 庄田町沓掛____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 3, 136㎡外1筆で合計5, 760㎡。これにつきましては、農用地利用権設定を、貸人、借人の双方の合意に基づき解約をしたものであります。2番から2ページにかけまして8番まで、同じく利用権設定を合意解約したものであります。以上件数は8件で、26, 547㎡、その内容は田24, 230㎡、畑2, 317㎡でございます。 3ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。 番号1、地区久居、届出者____外1名、届出地 戸木町焼野____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積3, 461㎡、取得年月日 平成23年11月1日、取得事由は、____からの相続で、あっせん等の希望はございません。 番号2、地区 久居、届出者____、届出地 戸木町西羽野____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積75㎡外2筆で、合計1, 012㎡、取得年月日 平成23年11月1日、取得事由は、____からの相続で、あっせん等の希望はございません。 番号3、地区久居、届出者____外4名、届出地 久居西鷹跡町____番、台帳地目畑、現況地目宅地、面積1, 632㎡外1筆で、合計2, 109㎡、取得年月日は平成24年10月8日、取得事由は、____からの相続で、あっせん等の希望はございません。 番号4、地区波瀬、届出者____、届出地 一志町波瀬佐野____番、台帳地目・現況地目とも田、面積1, 485㎡、取得年月日は平成23年11月20日、取得事由は、____からの相続で、あっせん等の希望はございません。 番号5、地区家城、届出者____、届出地 白山町福田山落出____番、</p>

台帳地目・現況地目とも畑、面積360㎡外4ページにかけまして21筆で、合計4,950㎡、取得年月日は平成24年10月4日、取得事由は\_\_\_\_\_からの相続で、あっせん等の希望はございません。

番号6、地区太郎生、届出者\_\_\_\_\_、届出地 美杉町太郎生柳\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積1,030㎡外5ページにかけまして7筆で合計4,674㎡、取得年月日は平成23年7月22日、取得事由は、\_\_\_\_\_からの相続で、あっせん等の希望はございません。以上件数は6件で、17,691㎡。内容は、田8,771㎡、畑8,729㎡、他191㎡でございます。

恐れ入ります、6ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

番号1、地区久居、届出者\_\_\_\_\_、届出地 久居野村町池尻\_\_\_\_\_番、台帳地目田、現況地目雑種地、面積34㎡外2筆で、合計634㎡。これにつきましては、届出者は、平成5年頃から届出地を来客用の駐車場として利用してきてしまったものでございます。届出地は市街化区域であり、また、届出に係る要件を具備しており、始末書の提出もありますことから、届け出を受理いたしましたものです。報告第3号は以上1件で、634㎡。その内容は田でございます。

恐れ入ります、7ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1、地区久居、譲受人\_\_\_\_\_、譲渡人\_\_\_\_\_、届出地 久居野村町西山神\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積327㎡。これにつきましては、譲受人は、譲渡人より、当該土地を譲り受け、譲受人が開業している医院の駐車場用地として整備しようとするものであります。市街化区域であり、また、届け出に係る要件を具備していますことから、届け出を受理いたしましたものです。

番号2、地区久居、譲受人\_\_\_\_\_、譲渡人\_\_\_\_\_外2名、届出地 久居持川町持川\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積191㎡外5筆で、合計2,907㎡。

これにつきましては、譲受人は、譲渡人より、当該土地を譲り受け、宅地分譲11区画を整備しようとするものであります。市街化区域であり、また届け出に係る要件を具備していますことから、届出を受理いたしましたものです。

番号3、地区久居、譲受人\_\_\_\_\_外3名、譲渡人\_\_\_\_\_外1名、届出地 久居元町東出\_\_\_\_\_番、台帳地目畑、現況地目宅地、面積965㎡。

これにつきましては、届出地は祖父の代より農地法手続きを行わず、一般個人住宅用地として利用したものです。届出地は市街化区域であり、また、届出に係る要件を具備しており、始末書の提出もありますことから、届出を受理いたしましたものです。

以上、件数は3件で、4,199㎡。その内容は、田327㎡、畑3,872㎡でございます。

8ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1、地区久居、借り人\_\_\_\_\_外1名、貸し人\_\_\_\_\_、届出地 久居

野口町\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積11㎡外1筆で、合計166㎡。これにつきましては、借人は貸人より申請地を使用貸借し、一般個人住宅を建築しようとするものです。

番号2、地区久居、借り人\_\_\_\_\_外1名、貸し人\_\_\_\_\_外3名、届出地久居野口町\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積34㎡。これにつきましても、同じく、借人は貸人より申請地を使用貸借し、一般個人住宅を建築しようとするものです。

以上件数は2件で200㎡、その内容は畑でございます。

9ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項の規定による許可の変更届出について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区久居、借人\_\_\_\_\_、貸人\_\_\_\_\_、申請地 木造町西松山番地、台帳地目・現況地目とも田、面積561㎡のうち120㎡。これにつきましては、借人は、平成24年9月24日付け津市農委指令第津5許63号にて許可をした資材置場用地としての一時転用許可期間を、工期の延長に伴い、一時転用許可期間を平成25年1月24日までから平成25年3月24日まで2ヶ月延長しようとするものです。報告第6号は以上1件で120㎡。その内容は田でございます。

10ページをお願いいたします。

報告第7号 時効取得による所有権の移転についてでございます。

番号1、地区久居、譲受人\_\_\_\_\_、譲渡人\_\_\_\_\_、面積14,636㎡、申請地 木造町西塚越\_\_\_\_\_番、地目畑、面積426㎡、取得年月日 平成元年2月10日。これにつきましては、申請地は平成元年2月10日、譲渡人から譲り受け、以来、畑として耕作を営んできたものでございます。今後も農地として利用されるよう指導を行い、時効取得として、所有権の移転を行ったものでございます。以上、件数は1件で、426㎡。内容は畑でございます。

以上で報告案件の説明を終わります。

議 長

ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしく申し上げます。

それでは、議案に入らせていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。この案件で番号1番につきましては、私の案件に関するものですので、2番から5番を先に審議をいただきたいと思えます。2番から5番につきまして、事務局、説明願います。よろしく申し上げます。

事 務 局

番号2、地区栗葉、譲受人\_\_\_\_\_、面積10,688㎡、譲渡人\_\_\_\_\_、面積10,688㎡、申請地 庄田町前川原\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積1,709㎡外2筆で、合計5,042㎡。

これにつきましては、譲渡人の妻で、農業後継者として経営移譲を図るため、申請地を譲受人に生前部分贈与しようとするものでございます。

番号3、地区川合、譲受人\_\_\_\_\_、面積6,583.75㎡、譲渡人\_\_\_\_\_、面積259㎡、申請地 一志町小山鳥居ノ本\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積259㎡。これにつきましては、高齢による労働力不足により離農しようとする譲渡人が、自身の耕作地に隣接しており農業経営規模を拡大しよ

うとする譲受人に、譲渡をしようとするものでございます。

番号4、地区太郎生、譲受人\_\_\_\_\_、面積8,284㎡、譲渡人\_\_\_\_\_、面積9,795㎡、申請地 美杉町太郎生清水平\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積1,015㎡外4筆で 合計3,521㎡。これにつきましては、県外に居住し、耕作不能により離農を考えている譲渡人が、古代米の作付け等、営農を拡大しようとする譲受人に申請地を譲り渡そうとするものでございます。

番号5、地区下之川、譲受人\_\_\_\_\_、面積5,951㎡、譲渡人\_\_\_\_\_、面積5,825㎡、申請地 美杉町下之川向廣\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積283㎡。これにつきましては、高齢による労働力不足で営農を縮小しようとする譲渡人が、営農を拡大しようとする譲受人へ譲り渡しをしようとするものでございます。

以上、2から5までよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。2番、お願いします。

鈴木委員 28番 鈴木です。去る11日に事務局2名と委員6名で現地確認行ってまいりました。場所は3筆です。その中で代表的なところを説明させていただきますと、国道165号線、\_\_\_\_\_という交差点がありますけれども、そこから100mぐらい白山寄りに行ってもらって、左へ入って行ってもらうと、一志町の其倉の方へ行く、\_\_\_\_\_もあるところですが、その所で、\_\_\_\_\_と\_\_\_\_\_が合流する地点でございます。詳細については事務局の説明通りで、問題はないと思いますので、よろしくご審議お願いします。

議長 ありがとうございます。3番、お願いします。

田中委員 32番 田中です。1月10日、地元委員3名と事務局2名で現地を確認しました。内容については事務局の説明通りですので、ひとつよろしくお願いたしたいと思います。

議長 ありがとうございます。4番、お願いします。

中川委員 38番 中川でございます。11日に事務局と総合支所の職員と私と現地を確認いたしました。場所ですけれども、\_\_\_\_\_からちょっと里のほうへ下がったところにありますけれども、\_\_\_\_\_は奈良の帝塚山となっておりますけれども、\_\_\_\_\_のほうでいつも農業されておられるので、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願ひ申します。

議長 ありがとうございます。5番、お願いします。

結城委員 40番 結城でございます。下之川5番について説明をいたします。10日に総合支所の職員と申請人と私で現地調査を行いました。その結果、これは所有権移転で何ら問題がないと思いますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長	ありがとうございます。ただいま地元委員より説明がございましたが、皆様方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	よろしいですか。それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第1号の2番から5番について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第1号2番から5番については許可することと決定したいと思います。 次に議案1番ですが、これは農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限に該当しますので、私一時退席させていただきますので、あと職務代理に進行していただきます。よろしくお願いいたします。  (議長退席)
職務代理	それでは、議案第1号、一部説明を事務局のほうでお願いします。
事 務 局	番号1、地区久居、譲受人_____、面積18,464㎡、譲渡人_____、面積11,489㎡、申請地 久居明神町コボレ山_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積412㎡。これにつきましては、高齢と農業後継者の不足のため営農を縮小しようとする譲渡人が、申請地に隣接し、農業経営基盤の強化を図ろうとする譲受人へ譲り渡しをしようとするものでございます。以上です。失礼します。
職務代理	ありがとうございました。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会った地元委員の説明をお伺いしたいと思います。はい、お願いします。
田口委員	29番 田口です。先日地元委員さんと事務局で現地確認をさせていただきましたけど、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。
職務代理	ありがとうございました。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
職務代理	ありがとうございます。それでは意見もないようですので、お諮りします。ただいまご審議をいただきました議案第1号の1番について、これに異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
職務代理	ありがとうございます。異議なしと認め、よって、議案第1号1番については許可することに決定したいと思います。

(議長着席)

議長 それでは、ありがとうございます。続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 12ページをお願いいたします。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区倭、申請者\_\_\_\_\_、申請地 白山町南出西出\_\_\_\_\_番、台帳地目畑、現況地目宅地、面積476㎡。これにつきましては、平成元年10月頃より、農地法手続きを行わずに申請地に農業用倉庫を建設し、また駐車場用地として一体利用を図ってきてしまったものでございます。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区倭、申請者\_\_\_\_\_、申請地 白山町南出西出\_\_\_\_\_番、台帳地目畑、現況地目宅地、面積115㎡。これにつきましても、平成2年頃から、農地法手続きを行わずに申請地を庭園用地として自宅と一体利用を図ったものでございます。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区竹原、申請者\_\_\_\_\_、申請地 美杉町竹原坂東\_\_\_\_\_番、台帳地目畑、現況地目宅地、面積40㎡。これにつきましては、次の議案第3号番号3に関連するもので、昭和50年頃から、農地法手続きを行わずに申請地に農業用倉庫を建設、また車庫用地として一体利用を図ってきてしまったものでございます。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区奥津、申請者\_\_\_\_\_、申請地 美杉町奥津月ヶ瀬\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積251㎡外1筆で、合計2,317㎡。これにつきましては、申請地は周囲が山林化し日照不足で、また、獣害等もあり、高齢な申請者として今後とも畑として耕作、維持することができなくなったため、申請地に植林を行い、山林化をしようとするものでございます。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件で、2,948㎡、その内訳は畑でございます。いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いいたします。

浅井委員 34番 浅井でございます。倭の1番と2番につきまして説明をさせていただきます。11日の午後1時から事務局1名、それから地元委員3名で、現地確認を行いました。場所は倭にかなり大きな\_\_\_\_\_というのがあるんですが、その隣接地に\_\_\_\_\_が建っています。それから東へ約200m下ったところが現地でございます。事務局の説明がありましたが、無断転用で車庫と、駐車場が建てられてますし、庭園もありました。始末書が添付されていますので、やむを得ないのではないかとということで確認をさせていただきました。よ

ろしくご審議のほどお願いします。以上です。

議長 ありがとうございます。3番、お願いします。

藤田委員 39番 藤田でございます。1月15日に、現地へ総合支所の職員と調査をさせていただきました。場所は、ちょうど県道を西のほうへ走ってもらいますと、\_\_\_\_\_というのが左のほうに見えてまいりますが、そこから約30m近くの場所がこの地でございます。ただいま説明のございましたとおりでございますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。4番お願いします。

岸野委員 37番 岸野です。番号4の申請地でございますが、先ほど説明のありましたとおり、周囲は山林でございます、問題はないと考えます。以上です。

議長 ありがとうございます。ただいま地元委員からの説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することを決定したいと思います。

続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 13ページをお願いします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区久居、譲受人\_\_\_\_\_、譲渡人\_\_\_\_\_、申請地 久居井戸山町奥ノ谷\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積509㎡。これにつきましては、譲受人は、譲渡人より当該申請地を譲り受け、譲受人が経営する老人介護施設に勤務する職員、ならびに施設利用者が利用する駐車場用地として整備しようとするもので、隣地農地所有者、水利権者には転用に係る事前の説明済でございます。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区川合、譲受人\_\_\_\_\_、譲渡人\_\_\_\_\_、申請地 一志町田尻ノラタ\_\_\_\_\_番、台帳地目畑、現況地目宅地、面積139㎡。これにつきましても、譲渡人はすでに死亡し、また譲渡人の財産を相続する者が皆無であるため、相続財産管理人弁護士により、当該申請地において、これまで個人住宅を建設、住居をしてきた譲受人へ申請地を譲渡をしようとするものでございます。経過書等の提出がありますことから追認しようとするものでございます。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区竹原、譲受人\_\_\_\_\_、譲渡人\_\_\_\_\_、申請地 美杉町竹原



坂東\_\_\_\_\_番、台帳地目畑、現況地目宅地、面積29㎡。これにつきましては、議案第2号、番号3に関連するもので、申請地の隣接地（4条申請の土地）に譲受人である\_\_\_\_\_の農地があり、昭和50年頃に農地法手続きを行わず、農業用倉庫及び車庫用地を建設したところ、境界確定を行った際に申請地に越境しているため、今回申請するものであります。始末書の提出もありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区太郎生、譲受人\_\_\_\_\_、譲渡人\_\_\_\_\_、申請地 美杉町太郎生かめ山\_\_\_\_\_番、台帳地目畑、現況地目山林、面積1,603㎡外5筆で、合計5,882㎡。これにつきましては、譲渡人は、昭和40年頃から、申請地付近は岩石が多く、畑作が困難であったことから、農地法手続きを行わず、申請地において植林をしてきてしまったものであります。また、譲受人の住所は奈良市でございますが、美杉町太郎生で生活をしており、申請地を山林として譲受け管理していくものです。これにつきましても、始末書の提出もありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は4件で6,559㎡、その内訳は、畑でございます。いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番お願いします。

大井委員 27番 大井です。去る1月11日に同じように現地確認してまいりました。場所は、近鉄久居駅の東側に\_\_\_\_\_があるんですが、その東側に今事務局より説明がありましたが、\_\_\_\_\_というのがありますが、その建物の西側に隣接する畑です。周囲はまだちょっと梨畑と、その周囲、キャベツとかの栽培をしている所ですけど、事務局説明ありましたように、隣地の方、説明承諾済みということで、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

田中委員 32番 田中です。1月10日の日に現地確認を地元委員3名と事務局2名で行いました。内容については、事務局の説明の通りですので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 ありがとうございます。3番、お願いします。

藤田委員 39番 藤田です。先ほど事務局からお話ございましたように、12番の3と全く同じ、隣接した土地でございます。同じように議案第2号の3番と何ら問題はないと思われまひます。よろしくご審議ください。以上です。

議長 ありがとうございます。4番、お願いします。

岸野委員 37番の岸野です。11日に会長、それと部会長、それから事務局、総合支所の職員と確認をしてまいりました。場所につきましては、先ほどの第1号議案の方と一緒にすけども、池の平高原の続きとなっております。内容につき

ましては事務局のご説明どおりですので、よろしくご審議をお願いします。以上です。

議長 ありがとうございます。地元委員の説明ございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 事務局、よろしいですか。

事務局 はい。

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 よって、議案第3号については許可することを決定したいと思います。引き続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 14ページをお願いします。  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区川口、借り人\_\_\_\_\_、貸し人\_\_\_\_\_外2名、申請地 白山町川口金谷\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積210㎡のうち150㎡外2筆で、合計350㎡。

これにつきましては、借り人は貸し人より申請地を借り受け、申請地に近接する\_\_\_\_\_の擁壁工事に伴う、工事用車両の出入口等の用地として活用するもので、3カ月間の期間一時転用しようとするものがございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上件数は1件で350㎡、その内容は田でございます。農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

池田委員 35番 池田です。11日に総合支所1名と地元委員3名で立会いしました。場所的には\_\_\_\_\_、久居から美杉に向いて、\_\_\_\_\_がございます。そのちょっと左側のところで、事務局の説明のあったとおりでございます。何ら問題がないと思いますので、よろしくご審議を願います。

議長 ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長	よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	よって、議案第4号について許可することを決定したいと思います。 続きまして、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）を議題とします。事務局、説明願います。
事 務 局	15ページをお願いします 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。 番号1、地区川合、借人_____、貸人_____、申請地 一志町小山前田番、台帳地目・現況地目とも田、面積131㎡。これにつきましては、借人はこれまで市街において借家住まいでしたが、手狭となってきたため、父である貸人より当該申請地を借り受け、一般個人住宅を建設しようとするものでございます。隣地農地所有者には使用貸借に係る事前の説明済でございます。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区川合、借人_____、貸人_____、申請地 一志町小山松葉小辺_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積400㎡。これにつきましては、借人は借人の親である貸人の世話をすることを目的として、実家近くの申請地を借り受け、一般個人住宅を建設しようとするものでございます。地元代表者、水利権者には使用貸借に係る事前の説明済でございます。農地区分は、第2種農地と判断されます。以上件数は2件で531㎡、その内容は田でございます。 当該案件は、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。
議 長	ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。現地に立ち会われました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。
田中委員	32番 田中です。1番、2番とも場所是一緒のところですので、説明をさせてもらいますが、1月10日に地元委員3名と事務局2名で現地を確認いたしました。1番につきましては、本家といいますか親のところへ雨水とか下水道を繋ぐというふうな話でございました。場所につきましては、小山地区の一番向こう側のほうになるわけですが、そこになっております。それから、2番につきましても、その端で、ここも下水道、雨水についてはきちっと整備がされておるといふような確認をとっておりますので、ひとつよろしくご審議をお願いしたいと思います。
議 長	ありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました

議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号について許可することと決定したいと思います。

引き続きまして、議案第6号、非農地証明願について議題とします。事務局、説明願います。

事務局 16ページをお願いします。

議案第6号 非農地証明願について、でございます。

番号1、地区川合、願出者\_\_\_\_\_、申請地 一志町片野内山\_\_\_\_\_番、台帳地目畑、現況地目宅地、面積266㎡外1筆で、合計662㎡。

これにつきましては、昭和47年に老朽化した住宅の建て替えの際に宅地に隣接した申請地を宅地と思い込み、住宅を建築、また、昭和52年に物置兼住宅を建築したものでございます。申請書類には20年以上の経過が判断できる家屋登記簿謄本が添付されており、これら物件が確認されますことから、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規程により、建物若しくは工作物の建造等がなされており、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。

番号2、地区家城、願出者\_\_\_\_\_、申請地 白山町南家城柳谷\_\_\_\_\_番、台帳地目田、現況地目山林、面積78㎡外1筆で合計115㎡。

これにつきましては、昭和40年頃、願出者の義父が、当時耕作が困難であった申請地に植林をし、現在に至ってきたものでございます。申請書類には20年以上の経過が判断できる航空写真撮影記録証明書が添付されており、これら物件が確認されますことから、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規程により、建物若しくは工作物の建造等がなされており、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。

番号3、地区上多気、願出者\_\_\_\_\_、申請地 美杉町上多気馬場\_\_\_\_\_番、台帳地目畑、現況地目宅地、面積439㎡。

これにつきましては、申請地には願出者の父が大正14年に住宅を建設、以来、改築を重ね、現在に至ってきたものでございます。申請書類には20年以上の経過が判断できる家屋登記簿謄本が添付されており、これら物件が確認されますことから、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規程により、建物若しくは工作物の建造等がなされており、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。

以上件数は3件で1,216㎡、その内訳は、田78㎡、畑1,138㎡でございます。以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

田中委員 32番 田中ですが、これも10日に地元委員3名と事務局2名で現地を確認いたしました。内容については事務局の説明通りですので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 ありがとうございます。2番、お願いします。

浅井委員 34番 浅井です。先ほど申し上げましたように、11日の午後から事務局1名、地元委員3名、4名で現地の確認を行いました。場所は、家城の一番西側に当たる、真見という集落があるんですが、そこに\_\_\_\_\_という公園が在るわけです。家城谷の一番景色のいい所へ公園ができておりまして、そこから東へ雲出川をまたいで約200mで、美杉へ行く県道がついておるんです。

その県道の真下が現地でございます。現場は畑、田になってますが、傾斜がきつく、とても作物が作れない状況でございます。それでもう50年ぐらい前に植林されたということで、木が植えられておるんですが、50年もたっておりますもので、檜がとても大きくなっておりますので、もうどんな柱でも取れるような木に成長しておりました。そういうことで、事務局の説明どおりでございます。ひとつよろしくご審議のほどお願いいたします。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。3番、お願いします。

結城委員 40番 結城でございます。上多気3番について説明をいたします。10日に現地確認を総合支所と申請人で行いました。場所を言いますと、\_\_\_\_\_のすぐ前でございます。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。地元委員の説明ございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号について証明することに決定したいと思えます。

続きまして、別冊としてお配りいたしました議案第7号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定を議題といたします。事務局、説明願います。

事 務 局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

表紙を1枚めくっていただいた集計表をご覧ください。右下の合計欄に掲げてありますように、今月は、総合計で、48件、67,305.00㎡の集積がありました。その内容は、賃貸借と使用貸借でございます。

地区別の状況を、一番下の合計欄でご説明いたします。

久居地区は、29件で51,869㎡。その内訳は、田48,869㎡、畑3,000㎡でございます。

一志地区は、17件で12,984㎡。その内訳は、田11,568㎡、畑1,416㎡でございます。

白山地区は、ございませんでした。  
美杉地区は、2件で2,452㎡。その内訳は、畑2,452㎡でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借と使用貸借合わせて62,889㎡で、畑の集積が、賃貸借と使用貸借を合わせて、4,416㎡で、総合計が48件で67,305㎡となっております。

また、認定農業者への集積状況は21件で、51,312㎡となっております、その件数内訳は、久居地区14件、一志地区7件、白山地区なし、美杉地区なしとなっております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第7号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第7号については適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上をもちまして、本部会に付議されました議案は全て終了いたしました。ありがとうございます。

午後2時51分

上記は、第1回第2農地部会の議事を録したものである。

平成25年1月21日

議長

出席委員

出席委員